

評価委員会の所掌事務

1. 市長に対する意見陳述

	内容	根拠	審議の時期
1	業務方法書に対して市長が認可する際の意見	第22条第3項	作成：設立時 変更：必要時
2	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	作成：每中期目標期間 開始時 変更：必要時
3	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第26条第3項	作成：每中期目標期間 開始時 変更：必要時
4	市長による財務諸表の承認の際の意見	第34条第3項	毎年（平成23年度以降）
5	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するにあたって市長が承認する際の意見	第40条第5項	中期目標期間終了時 （必要時）
6	限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	必要時
7	短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	必要時
8	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	第44条第2項	必要時
9	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出	第56条第1項において 準用する第49条第2項	設立時及び必要時
10	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項	每中期目標期間終了時

2. 法人の業務実績に関する評価

	内容	根拠	審議の時期
1	各事業年度における業務の実績についての評価	第28条	毎年（平成23年度以降）
2	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び市長に対する通知	第28条	毎年（平成23年度以降）
3	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第28条	毎年（平成23年度以降）
4	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第28条	毎年（平成23年度以降）
5	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条	每中期目標期間終了時
6	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び市長に対する通知	第30条において準用する 第28条	每中期目標期間終了時
7	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善報告	第30条において準用する 第28条	每中期目標期間終了時
8	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第30条において準用する 第28条	每中期目標期間終了時

※ は今年度の審議が必要な事項